

2006年5月25・26日

総務大臣 竹中 平蔵様
文部科学大臣 小坂 憲次様

図書館友の会全国連絡会
他26団体

公立図書館の充実と改善を求める要望書

私たち「図書館友の会全国連絡会」（別紙「図書館友の会全国連絡会をつくりましょう」参照）は、公立図書館が地域の情報拠点として発展することを願い、各地で活動している団体の全国連絡組織です。図書館の振興と発展のために下記のことを要望します。きたる6月30日までに、末尾の図書館友の会全国連絡会事務局に文書でご回答くださいますようお願い致します。

要望事項

- 1、「文字・活字文化振興法」の基本理念が真に実現するために、同法第7条第1項に基づく公立図書館の設置、第2項に基づく司書の充実、図書館資料の充実、情報化の推進等に必要な施策を実施してください。
- 2、公立図書館の管理・運営を民間企業等にゆだねる「指定管理者制度」は、図書館の理念になじみません。同制度を公立図書館に適用しないようにしてください。
- 3、地方公共団体の財政危機が言われ、経費削減のために、職員や資料費の削減、さらには委託や指定管理者制度など、公立図書館が社会の中で果たしている教育的、文化的役割を歪める状況が進行しています。人的体制や物的条件の整備のための財政上の措置を早急を実施してください。

要望理由

2005年7月に施行された「文字・活字文化振興法」に私たちは強い期待を抱いています。この法律は、文字・活字文化が、人類が蓄積した知識・知恵の継承向上、人間性の涵養、民主主義の発達に不可欠なものとし、国と地方公共団体の責務を明らかにしました。第七条1項は市町村に対して必要な数の図書館を設置すること、また、2項は国と地方公共団体に対して、司書の充実、資料の充実、情報化推進等を課しました。法を空文化させないために、実効ある施策を実施してください。

財政危機の中で、わが国の公立図書館は、職員の削減、資料費の削減、さらに安上がりにするための委託や指定管理者制度の導入などによって危機的状況に直面しています。特に私たちが心配するのは、図書館の運営管理を民間企業に委ねる指定管理者制度です。公立図書館については、指定管理者制度導入の大きな効果とされている民間活力による住民へのサービス向上や経済効果はなく、むしろ資料の収集保存や住民サービスにおける継続性、公共性、安定性、専門性において問題が多いと考えるからです。

近代公共図書館は、1731年、アメリカで有料の会員制図書館として出発しました。ベンジャミン・フランクリンを中心にしたフィラデルフィア図書館会社です。1世紀を経て、すべての市民が公共図書館を利用するには、利用料をとらないこと、運営の財政基盤を安定させることが必要であるとして、自治体による管理・運営を求める運動が起こり、1848年に世界で初めての公立図書館がボストンに誕生しました。

1994年に改訂された「ユネスコ公共図書館宣言」が、「公共図書館は原則として無料とし、地方および国の行政機関が責任を持つものとする。それは特定の法令によって維持され、国および地方自治体により経費が調達されなければならない」（訳：長倉美恵子、日本図書館協会国際交流委員会）と述べているのも、最初の公立図書館の理念が、今日の世界共通の公共図書館の理念となって生きているからです。

市場主義、自己責任論の強いアメリカにおいて、今に至るまでなお公立図書館の民営論が出てこないことこそ、歴史的にも図書館は民主主義の土台、地域コミュニティの中心施設という強い認識がある何よりの証といえましょう。また、行政改革、PFI手法が先進的に進められたイギリスにおいても、公立図書館の基幹業務の民営化は行われておりません。

わが国でも1950年に制定された「図書館法」は、無料の原則や専門的職員(司書)の配置など、公立図書館の理念が盛り込まれた法でした。しかし、理念を実現するための実効ある施策がおこなわれなかったため、図書館の振興発展を促進させる大きな力にはなりませんでした。

わが国の人口当たりの公立図書館数はG 7 各国平均の1 / 3 程度と最低水準にあります。1 図書館あたりの資料費は毎年減り続け、ピーク時の1993 年度1617 万円が2005 年度1096 万円までに減っています。図書館法に基づいて司書として発令される者はごくわずかで、統計さえなく、その数は不明です。最も図書館施設が普及している首都東京2 3 区の2 1 3 図書館には、司書として発令された者は一人もいません。

かつてない勢いでグローバリゼーションが進む中、一人一人が、自己教育力、情報収集力、異文化理解力を持つことが求められます。しかし、それを醸成するために不可欠な図書館が現在のような状況であっては、わが国の発展に危惧を抱かざるを得ません。

隣国の韓国は、「図書館及び読書振興法」によって図書館の整備を急速に進めました。すでにIT 関連のサービスでは日本の数年先を進んでいると言われていています。多くの国々が図書館整備を進め、韓国と同じ道を歩んでいます。

今わが国では、マネーゲームの遊び感覚で金持ちになる者が勝者としてもはやされ、一方、教育・文化・学問・科学・技術は軽んじられています。私たちは、教育・文化等を省みない風潮を見聞きするにつけ、この国の将来への不安を強く感じます。

大きく立ち遅れたわが国の公立図書館が、教育・文化・科学・技術の地域の情報拠点として、先進諸国に並ぶまでに発展することを願い、以上要望致します。

本要望書についての問合せ先

図書館友の会全国連絡会 担当 阿曾千代子

電 話 / F A X 0467-45-5731

Email ran74635@mte.biglobe.ne.jp

図書館友の会全国連絡会 事務局

住 所 〒152-0021 東京都目黒区東が丘 1-7-2 市村方

電 話 03-3410-1603 / F A X 03-3422-5746

Email lf-japan@a00.itscom.net

URL http://lf-japan.com/